

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
1	申請手続き	共通	申請した内容の控えなどを残しておいた方が良いか。	申請後、Web上に作成されるMyページから確認できます。必要があれば画面を印刷してください。
2	申請手続き	共通	申請内容に誤りがある場合はどうしたら良いか。	誤りに気付いた場合は、お問い合わせフォームよりご連絡ください。
3	申請手続き	共通	令和5年8月17日から10月31日までの期間に申請し、支援金の給付を受けた場合、電気・ガスの確認書類の添付を省略することはできますか。	事業所の住所変更や契約種別に変更がない場合、当該施設等にかかる添付書類は省略可能です。
4	申請手続き	共通	令和5年8月17日から10月31日までの期間に申請し、支援金の給付を受けた場合、通帳等の写しの添付を省略することはできますか。	通帳等の写しは、必須になります。
5	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明(写し)」について、直近で発行したものでないといけないか。	発行日から1カ月以内のものに限ります。
6	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明(写し)」について、代表者個人の滞納がないことの証明でよいのか。	代表者個人ではなく、申請法人の滞納がないことの証明を添付してください。
7	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明(写し)」について、写真で撮った画像を添付してよいのか。	証明書の原本をスキャンもしくはコピーをし、【複写】の文字が確認できるものを撮影した画像を添付してください。
8	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明(写し)」について、法人は非課税であるが証明書を取得する必要があるか。	非課税の法人でも、本証明が必要です。
9	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」は、どこで発行できるか。	福岡市内の各区役所課税課等で取得可能です。詳細については、福岡市ホームページをご確認ください。 参考： https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/qa/FAQ4091.html
10	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」はどのようなものか。	申請法人において、福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明を指します。
11	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	新規で指定を受けた事業所で、現時点で市税の納付通知が届いていないが「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」の発行は必要か。	新規事業所でも、本証明が必要です。
12	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	新規開設で、まだ税金が発生していない場合はどうするのか。	法人課税担当課にて事業所登録(申告)後、証明発行を行っていただく必要があります。
13	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	法人(本社)が福岡市外の場合の「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」はどうしたら良いか。	本社所在地が福岡市外の場合でも、本証明が必要です。各区役所課税課等で取得可能です。詳細については、福岡市ホームページをご確認ください。 参考： https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/qa/FAQ4091.html

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
14	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明（写し）」について、スキャン又はコピーをしても【複写】の文字が確認できないがどうすればよいか。	区長印（税務証明専用）の押印が確認できる状態のデータを添付してください。
15	申請手続き (滞納がない証明 について)	共通	「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明」は代表個人かそれとも法人か。	本支援金の申請は法人単位のため、法人のものをご用意ください。
16	対象について	共通	令和5年12月1日に新規指定を受けた事業所は、支援の対象となるか。	対象となります。 ただし、今回の支援金は令和5年10月～令和6年4月の運営月数に応じた支援となりますので、12月1日に開設した場合は、12月～4月の5ヶ月分の支給となります。
17	対象について	共通	令和6年1月31日、同年2月29日に廃止・休止した場合、支援金額はどうか。	1月31日をもって休止・廃止の場合は、4ヶ月分の支給になります。 2月29日をもって休止・廃止の場合は、5ヶ月分の支給になります。
18	対象について	共通	令和6年2月1日以降に指定を受けた事業所は支援金の対象となるか。	対象となります。
19	対象について	共通	現在休止中の事業所だが、対象となるか。	対象外となります。
20	対象について	高齢・障がい	同じ事業所の中で、介護サービスと合わせて障がい福祉サービスを実施しているが、介護分と障がい分それぞれ対象となるか。	同一敷地内で介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に実施している場合、高齢区分のサービス種別で申請してください。 (例) ・訪問介護（高齢）と居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（障がい）のいずれかを一体的に実施している場合 →訪問介護（高齢）で申請してください。 ・居宅介護支援（高齢）と計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（障がい）のいずれかを一体的に実施している場合 →居宅介護支援（高齢）で申請してください。
21	対象について	共通	共生型サービス（高齢・障がい）等を実施しているが、高齢分と障がい分それぞれ申請できるか。	共生型サービス等を実施している事業所は、障がい区分の対象外となりますので、高齢区分のみ申請してください。
22	対象について	高齢	短期入所生活介護（療養介護）のサービスを施設との併設で実施している事業所は、どのように申請すればよいか。	施設併設型の短期入所生活介護・短期入所療養介護は、本体施設に定員を含めて申請してください。
23	対象について	高齢	総合事業も運営しているが、介護と予防、それぞれ申請できるか。	総合事業については、単体で指定を受けている事業所のみ申請対象となります。要介護サービスと一体的に行っている場合は、申請対象外となります。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
24	対象について	高齢	福祉用具貸与事業所と特定福祉用具販売事業所を運営しているが、それぞれのサービス種別で申請できるか。	「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」として、まとめて1つで申請することになります。
25	対象について	障がい者・児	「入所系」と「通所系」の両方を実施している施設等は、それぞれ対象となるか。	両方のサービスで申請が可能です。 ただし、医療型障がい児入所（入所系）と療養介護（通所系）を実施している施設等においては、下記のいずれかで申請を行ってください。 ①医療型障がい児入所と療養介護で定員を通じて定めている場合は、医療型障がい児入所（入所系）で申請してください。 ②医療型障がい児入所と療養介護で一部定員を通じて定めている場合は、共通で定めた定員数については医療型障がい児入所（入所系）で申請し、それ以外の定員数は療養介護（通所系）で申請してください。
26	対象について	障がい者	同一敷地内で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定がある場合はどうするか。	同一敷地内で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定がある場合は、それぞれのサービスでは申請できませんので、居宅介護で申請してください。
27	対象について	障がい者	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施している事業所は、どのサービス種別で申請を行うのか。	計画相談支援で申請してください。
28	対象について	障がい者・児	障がい者施設等の計画相談支援と障がい児施設等の障がい児相談支援の指定がある事業所は、それぞれ申請ができるか。	障がい者施設等の計画相談支援事業所で申請を行ってください。
29	対象について	障がい者	就労定着支援のサービスを実施している事業所は、どのように申請すればよいか。	就労定着支援の指定を受けている事業所は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援型A、B型いずれかのサービスで申請してください。
30	対象について	障がい者	自立生活援助のサービスを実施している事業所は、どのように申請すればよいか。	自立生活援助の指定を受けている事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれかのサービスで申請してください。
31	対象について	障がい児	児童発達支援（児童発達支援センターを含む）又は放課後等デイサービスを実施し、併せて居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、それぞれ対象となるか。	質問にあるサービスを実施している場合は、下記【例】のとおり、申請をお願いします。（各サービスの事業所番号が同じ場合のみ） （例） ・放課後等デイサービスと保育所等訪問支援 →保育所等訪問支援で申請してください。 ・児童発達支援（事業所）と放課後等デイサービスと保育所等訪問支援 →保育所等訪問支援で申請してください。 ・児童発達支援（事業所）と放課後等デイサービスと居宅訪問型児童発達支援 →居宅訪問型児童発達支援で申請してください。 ・児童発達支援（事業所）と保育所等訪問支援 →保育所等訪問支援で申請してください。 ・児童発達支援センターと保育所等訪問支援 →児童発達支援センターで申請してください。
32	対象について	障がい者	自立訓練（生活訓練）と就労支援Bを一緒におこなっている事業所（事業所番号は同じ）の申請はどのようにおこなったらよいか。	自立訓練（生活訓練）と就労支援B型それぞれで申請可能です。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
3 3	対象について	障がい者	生活訓練と就労Bの多機能の場合は、2事業所として申請してよろしいですか。	生活訓練と就労継続支援B型それぞれ申請が可能です。
3 4	対象について	障がい者	A型とB型のサービスを行っているが、どちらも申請できるか。	就労継続支援A型・就労継続支援B型それぞれ申請が可能です。
3 5	対象について	障がい者	生活介護、自立訓練、就労移行支援の多機能型の事業所を運営している（事業所番号は同じ）が、事業種別ごとに申請可能か。	生活介護・自立訓練・就労移行支援については、同一敷地内の運営であっても、サービス種類の重複に該当しませんので、事業所番号が同じでもサービス種類ごとに申請できます。
3 6	対象について	共通	電気は低圧契約となっているが申請は可能か。	低圧契約の場合でも申請は可能です。 申請において該当事業所の電気区分を「該当なし」と選択し、申請をお願いします。
3 7	対象について	共通	ガスを使用していないが申請は可能か。	ガスを使用していない場合でも申請は可能です。 申請において該当事業所のガス区分を「該当なし」と選択し、申請をお願いします
3 8	対象について	共通	申請を辞退したい事業所があるがどうしたらいいか。	お問い合わせフォームよりご連絡ください。
3 9	対象について	共通	令和4年度と令和5年度（受付期間：R5.8.16～R5.10.31）に実施された介護施設等物価高騰対策支援金をそれぞれ受給したが、本支援金も対象になるのか。	対象になります。
4 0	対象について	共通	通所系サテライト事業所において、電気・ガスの契約種別が本体とサテライトで異なる場合はどのように申請したら良いか。	本体事業所とサテライト事業所の定員数を合算し、本体事業所の契約種別で申請してください。
4 1	定員数について	高齢	通所サービスにおいて、以下の例のように運営している事業所の定員数はどう考えるのか。 例1) 1日3単位「午前の半日型デイ」「午後の半日型デイ」「1日型デイ」で事業運営 【単位1】月～金 9:00～12:00 定員10名 【単位2】月～金 13:30～17:00 定員15名 【単位3】月～金 9:00～17:00 定員20名 例2) 本体通所事業所 定員30名、通所系サテライト事業所 定員15名で事業運営	例1) 同一事業所において「同時に」サービス提供できる「利用者数」が本支援金における定員数となります。よって定員数は35名として申請してください。 例2) 通所系サテライト事業所がある場合、本体事業所の定員数にサテライト事業所の定員数を合算した数になります。よって定員数は45名として申請してください。
4 2	定員数について	高齢	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護で、登録定員25名、通いの利用定員15名、宿泊の利用定員7名の場合は何名で申請すればいいか。	登録定員25名で申請してください。
4 3	定員数について	障がい者	自立訓練（生活訓練）と就労支援Bを一緒におこなっている事業所（事業所番号は同じ）だが、自立訓練（生活訓練）の定員は10名、就労支援Bの定員は10名となっている。それぞれ別の定員（事業毎に10名）として計算していいのか、一つの事業と考え自立訓練（生活訓練）で10名として計算するのか。	自立訓練（生活訓練）で定員10名、就労支援B型で定員10名で入力してください。
4 4	定員数について	障がい者	共同生活援助について、複数居住地がある場合はどのように請求すればよいか。	福岡市に届けている、主たる事業所の単価（電気契約種別やガス契約種別）に合わせ、定員は合算して請求してください。

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金 Q&A

NO	内容	分類	質問	回答
45	定員数について	障がい児	児童発達支援と放課後等デイサービスで、定員を通じて定めている場合は、それぞれの定員について対象となるか。	放課後等デイサービスと児童発達支援（センター含む）で定員を通じて定めている事業所は、放課後等デイサービスでの申請とします。両方のサービスで申請することはできません。 「児童発達支援と放課後等デイサービスを通じて5人」としている場合は、「放課後等デイサービス5人」と入力してください。「児童発達支援5人かつ放課後等デイサービス5人」という申請はできません。
46	支援額について	共通	申請受付開始前に変更届出等で定員を変更した場合は、変更後の定員数で支給されるのか。	令和6年1月1日時点で届出している定員数に応じた支給額となります。
47	申請後について	共通	申請後、どのような手続きが必要か。	申請内容に疑義・不備があった場合には、別途「修正確認依頼メール」を登録メールアドレス先に送信しますので、申請内容を修正してください。交付が決定しましたら、申請者からの手続きは不要です。
48	申請後について	共通	実績報告や、仕入控除税額の報告は必要か。	今回は用途を限定した補助ではないため、実績報告や仕入控除税額の報告は不要です。
49	申請後について	共通	支援金は、いつ頃振り込まれるか。	交付決定後概ね1～2ヶ月程度を予定していますが、申請が集中した場合や申請内容に不備があった場合には、時間を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、審査状況や振込期日等にかかる個別の質問には回答できません。
50	申請後について	共通	処理状況が「最終確認」となっているが、何か追加で修正が必要か。	現時点では追加の修正等は不要となります。 今後の進捗状況は引き続きMyページにてご確認ください。
51	その他	共通	本支援金は課税対象か非課税か。	税の取扱いに関する内容については、税理士等にお問い合わせください。